

平成28年度

岩手県立花巻清風支援学校
いじめ防止基本方針

岩手県立花巻清風支援学校

学校いじめ防止基本方針

岩手県立花巻清風支援学校

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、寄宿舎及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで根絶することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校は、学校教育目標に掲げる「みんな仲よく助け合い、思いやりある人」を育てることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、寄宿舎などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

第2章 本校におけるいじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童生徒の心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いの障がいや特性を認め合うような雰囲気づくりに取り組む。
- (2) 自己存在感や自尊感情を育むため、児童生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師が分かりやすい授業を心がけ、児童生徒に合わせた基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発やその必要な処置として、学部集会や学年集会、学級活動の充実に努めるとともに全校朝会等でいじめ防止に関する講話を実施する。
- (6) 保護者及び寄宿舍、関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に取り組む児童生徒会活動に対する支援を行う

2 児童生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童生徒会活動の場を活用し、児童生徒自身がいじめの問題解決に向けてどう関わってよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 互いの障がいや特性を認め合い、違いや多様性を超えた望ましい人間関係を築ける力を育む。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校はいじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。【いじめ防止対策推進法第22条】

(1) 構成員

校長、副校長、総括教務主任、各学部主事、寮務主任、生徒指導主事
指導部員（学部2名）、保健主事、養護教諭、寄宿舍指導員指導担当

(2) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定や見直しに関すること
- ② いじめにかかわる職員研修会等の企画立案に関すること
- ③ 未然防止や早期発見に努めるための取組に関すること

（各教科、特別活動、児童会活動、生徒会活動など学校教育全般にわたって指導

が行われるよう指示する)

- ④ 児童生徒アンケート、保護者アンケートの実施とまとめに関すること
(※必要に応じて結果の公表に関すること)
 - ⑤ いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進
 - ⑥ いじめ問題が発生した際の情報収集および事実確認
 - ⑦ いじめ問題が発生した際の指導計画案(加害者側児童生徒および保護者)の作成に関すること
 - ⑧ いじめ問題が発生した際の支援計画案(被害者側児童生徒および保護者)の作成に関すること
 - ⑨ いじめ防止取組通信(仮称)発行等による取り組み状況提示に関すること
- (3) 開催時期
年2回(5月、1月)を定例開催し、いじめ事案の発生時は緊急開催する。

4 児童生徒の主体的取組例

- (1) 児童生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ作戦」等の取組
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成やいじめ目安箱の設置
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童生徒会行事や取組

5 家庭・寄宿舍との連携

- (1) いじめ防止等の取組について学年通信や連絡帳等を通じて保護者に報告をしたり協力を呼びかける。
- (2) 寄宿舍においてもいじめ防止の指導を徹底し、寄宿舍指導員との連携を図る。
- (3) PTAの各種会議や総会においていじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (4) 学校いじめ防止基本方針の広報活動に努める。(Web ページ、会報、PTA総会等)

6 教職員研修

- (1) いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- (2) いじめの問題にかかわる校内研修会を年1回実施する。
※次年度の開催時期や研修内容について1月定例会にて検討する。

第3章 いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変

化にも配慮する。

- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、昼食後の休み時間、着替えや教室移動時間、放課後においても児童生徒の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけあうように見えるいじめ、些細ないざこざなど把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 寄宿舎においても定期的な情報交換を行いながら、日常的に連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するために、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 学校生活アンケート 毎月初め
- (2) 児童生徒いじめアンケート 年2回（7月、12月）
- (3) 保護者いじめ情報提供アンケート調査 年2回（7月、12月）
- (4) いじめが疑われる際の教育相談及び聴き取り調査 随時

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめ相談窓口を下記のとおりとする。

○児童生徒からの相談や対応・・・担任や副担任の他、指導部職員

○地域や保護者からの相談や対応・・・副校長、各学部主事、生徒指導主事、寮務主任

※いじめ相談外部機関

・県教育委員会 ・・・・・・・・019-623-7830

メール相談 ・・・・・・・・fureai@pref.iwate.jp

・24時間子供SOSダイヤル・・・・・・・・0120-0-78310（24時間対応）

・いのちの電話 ・・・・・・・・019-654-7575

（月～土12:00～21:00、日12:00～18:00）

・ヤングテレホンコーナー・・・・・・・・019-651-7867（平日9:00～17:45）

・県南サポート ・・・・・・・・0197-65-2400（平日9:00～17:45）

・子どもの人権110番・・・・・・・・0120-007-110（平日8:30～17:15）

・チャイルドライン ・・・・・・・・0120-99-7777（月～土16:00～21:00）

第4章 いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にす
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力も得る。必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの発見、通報を受けたときは事実関係を明らかにする。いじめが確認された場合は、関係するすべての職員へ役割分担をして問題の解決にあたる。
- (2) いじめの事案については、収集した情報を基に生徒指導の範疇で対応する事案か、委員会を開催する事案か、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。

※情報収集や事実確認の際の初動体制

○発見職員（相談を受けた職員）からの報告

生徒指導主事 → 学部主事 → 副校長

○事実確認、情報収集

担任（舎担当）、副担任、学部指導部員

- (3) いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (4) いじめの事実が確認された場合は、ただちにいじめをやめさせるとともに以下について取り組みを行う。
 - ア 加害児童生徒に対して・・・指導体制確立、指導方針
 - イ 加害児童生徒保護者に対して・・・事実報告と指導
 - ウ 被害児童生徒に対して・・・支援体制確立、支援方針
 - エ 被害児童生徒の保護者に対して・・・調査結果報告と支援
 - オ 他の児童生徒に対して・・・聞き取り調査
- (5) いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒が共に望ましい学校生活を送れるように教職員全体で連携を図りながら、指導を行う。
- (6) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級集団で話し合いを行うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、学級集団から根絶しようという態度を行き渡せる。
- (3) 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、岩手県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、岩手県教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境については、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

第5章 重大事態への対応

1 重大事態について

重大事態判断については、いじめを受けた児童生徒の以下の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめが原因で相当の期間（30日を目安）欠席をしている場合

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに岩手県教育委員会に報告する。
- (2) 児童生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応を開始する。

3 重大事態の調査

○学校が調査の主体となる場合

岩手県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者（学校評議委員等）の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を岩手県教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。ただし、関係者の個人情報には配慮する。
- (6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

○岩手県教育委員会が調査の主体となる場合

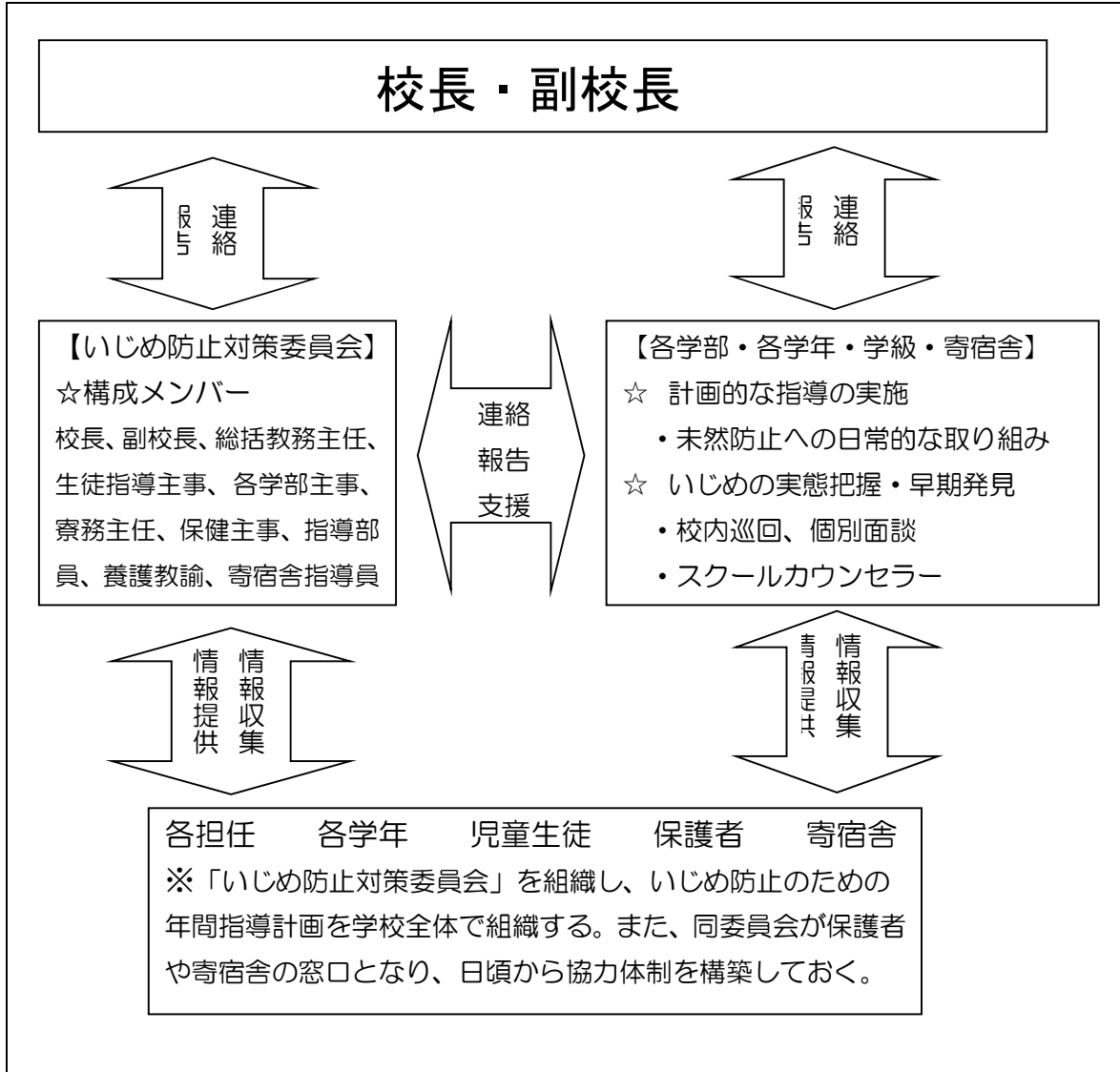
岩手県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

第6章 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目を加え、適正に取組を評価する。

- 1 いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- 2 いじめの早期発見にかかわる取組に関すること
- 3 いじめ防止等に係わる方針及び取組については保護者に公開し、理解と協力を得る。

1 いじめ防止体制(平常時)



2 いじめ防止体制（事態発生時）

